

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員13名+推進委員4名)

### 農業委員(13名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦  
5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、  
9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部博、12番 遠藤譲一、  
13番 阿部進

### 推進委員(4名)

3番 古野 弘、7番 荒木重幸、10番 神谷正幸

- 4 欠席委員 農業委員 1名 4番 吉崎康正

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- (1) 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第42号 宮若市非農地証明書交付基準の適用について

#### 第3 報告事項

- (1) 報告第28号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第29号 非農地証明願の提出について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次  
係長 松井 秀臣  
主査 原 美佐子

## 8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本日の委員14名中、13名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。12番 遠藤委員、13番 阿部委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。後継者として熱心に取り組まれています。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。…全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

### 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 血縁関係で以前から耕作しています。問題ないと思います。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)

議 長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 **【事件番号3番 説明】**

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましても意見を願います。

委 員 規模拡大であり問題ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 次に、議案第41号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 11ページ議案第41号 農用地利用集積計画の決定につきまして、12ページをご覧ください。

農用地利用集積計画による所有権移転でございます。機構への所有権移転となります。

**【説明】**

引き続き、13ページより、機構からの所有権移転です。

**【事件番号2番 説明】**

続きまして、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画一覧表となります。14 ページをご覧ください。

【説明】

続きまして、農用地利用権設定等計画一覧表です。16 ページをご覧ください。まず、(継続分) となります。

【説明】

新規分としては、23～27 ページとなり、計 56 筆、12 名、合計面積 95,052 m<sup>2</sup>の利用権設定となっております。以上となります。

議 長  ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員  ありません。

議 長  無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長  次に、議案第 4 2 号、宮若市非農地証明書交付基準の適用についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長  28 ページ議案第 42 号 宮若市非農地証明書交付基準の適用につきまして、29 ページをご覧ください。

宮若市の非農地の判断基準につきまして、現在明確な判断基準がございません。昨年 12 月に法務局より判断基準の確認がございましたが、全国の基準を参考にしている程度であり、他の市町村においては、各農業委員会において、基準を制定してあるところもございます。今回、宮若市においても、全国の基準を参考に非農地判断基準(案)を作成させていただきました。この内容でよろしいか、農業委員の皆様にご協議いただきたく、よろしく申し上げます。

別紙、宮若市非農地判断基準(案)を読み上げさせていただきます。

1 非農地証明について、非農地証明は、何らかの理由で登記簿上の地目が農地で、現況が農地でない土地について、一定の基準を満たしていれば、農業委員会が現地確認後、農地でない証明を発行できます。但し、発行後、農業委員会総会（定例会）において、不許可転用確認報告を行うこととします。

2 非農地証明の交付条件として、※①から⑥のいずれかの土地であって、⑦から⑨の条件を全て満たすこと。としております。

- ① 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地（注1）
- ② 農用地区域の土地で、本市が農業振興地域整備計画を策定した日（宮田・若宮地区：昭和47年10月26日）よりも前から非農地であった土地（注1）
- ③ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地
- ④ 耕作不適、耕作不便でやむを得ない事情によって20年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、復元困難な土地（注2）
- ⑤ 人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に相続等により所有者が変わり、20年以上経過し、復元が困難で容易に農地に戻せない状態であり、農地行政上、特に支障がないと認められる土地（注3）ただし、所有者の顛末書等により、以降の農地法厳守の意向を意思表示されたものに限る。
- ⑥ 一般の交通の用に供する舗装された道路（注4）になってから10年以上経過している土地
- ⑦ 違反転用として指導されたことのない土地
- ⑧ 小作権が設定されていない土地
- ⑨ 市街化調整区域の農地

（注1）非農地であった土地とは、農業以外の目的に利用されていた土地で現況もその状態が続いているものをいいます。

（注2）復元が困難とは、森林、湖沼の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件が著しく困難な場合をいい、除草、耕耘機やトラクター等を入れれば農地に復元できるものについては証明できません。

（注3）農地行政上、特に支障がないとは、隣接農地に対しての被害防除等に問題がないこと、他の関係法令に基づく指導等を受けていないことをいいます。抵触している場合は証明できません。

（注4）舗装された道路とは、コンクリート等で全面舗装されたものをい

い、地面が土（バラスも含む。）のもの、一部が舗装されたものについては証明できません。

出来ましたら、この基準を、令和4年2月11日付により適用していきたいと考えております。以上の内容で、よろしくご審議の程お願いいたします。

委員 内容については、過去や全国の事例を参考にされていると思いますので、これ以上に意見はないです。

係長 全国の基準を参考にお示ししております。違法転用していないなど注意点はありますが、基本的なことを示しておりますので、それ以外で判断に困る場合は、適宜事務局とも相談していただきたいと思います。

委員 ⑥番については、すでに舗装されているとは、どのような場合か。

係長 国道、県道は転用許可が必要ありません。河川、水路などの公共物、昔これらの施設で登記されていないものなどが残っている場合です。

議長 昔は馬車道などと言われ利用していたが、今は車の時代、登記がなされないまま宅地の進入路になっている場合もある。

局長 この後、非農地証明の届出について報告がありますが、現にこれまで運用で非農地証明の判断をしてまいりました。しかし、明確なものを示さないままでしたので、各委員との共通認識を持つ上で明文化して同じ情報を共有していくものです。

委員より、具体的な案件について質問。

議長 長 その他、個別具体的な内容については、事務局と相談してください。

議長 長 それでは、他にありませんか。なければ、承認することに賛成の方は挙手願います。（全員挙手）

議長 長 全員賛成で承認されました。宮若市非農地証明書交付基準（案）の案を削除してください。この基準は、令和4年2月11日より施行いたしま

す。

議 長 次に日程第3，報告事項でございます。報告第28号、農地法第18条第6項の合意解約について、報告第29号、非農地証明願の届出について、一括して、事務局より説明をお願いします。

係 長 30 ページ、報告第28号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、31 ページをご覧ください。農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

引き続き、33 ページ報告第29号 非農地証明願届出について、34 ページ、非農地証明願届出書（非農地証明）をご覧ください。非農地証明願いに伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

これらの土地につきましては、法務局において、最終判断され、農地以外の地目に変更・登記される事となりますので、よろしくご承認をお願いいたします。以上となります。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第28号から第29号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質問、意見等が無いようです。これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりましたので会議を終結いたします。